

# エンフォースメントについて

## (1) 対象範囲：無料の地上デジタルテレビジョン放送

※ いわゆる「基幹放送」と考えられる地上デジタルテレビジョン放送を対象として想定。  
無料のBSデジタル放送については今後の検討課題。

## (2) 目的・意義等

- ・いわゆる「基幹放送」と考えられる無料の地上デジタルテレビジョン放送において、高付加価値のコンテンツを公共の電波で消費者に提供し続けること。
- ・技術進歩に応じた新たな受信機形態への柔軟な対応。

## (3) エンフォースメントに求める期待値

期待値：一定のコピー制御

※ 一定のコピー制御信号を送信しただけでは、受信側で当該信号の内容が守られるとは限らない。そのため、当該コピー制御信号、ルールへの反応を確実に担保するために、すべての放送用受信機が一定のコピー制御信号、ルールの内容に従うようにするとともに、受信機に接続される「外部接続機器」へ一定のコピー制御信号、ルールが確実に継承されることも必要である。

そのため、コピー制御を実効性あるものとするために、受信機に「一定のコピー制御信号、ルール」を「必ず遵守させる」ための方策(エンフォースメント)が必要。

※ また、このエンフォースメントがないと、コピー制御を実効性のあるものにはできないばかりでなく、一定のコピー制御信号、ルールの内容に適切に従う受信機メーカーが、不正な競争により不利益を被る懸念がある。

※ 特に、デジタルコンテンツの場合、「流通」のみ制限しても、一度流通してしまった場合は、被害が大きくなる可能性があるため、放送の「受信」の段階で、エンフォースメントを確実にすることが必要。

# 技術的エンフォースメントと制度的エンフォースメント

比較項目	技術的(契約) エンフォースメント	制度的 エンフォースメント
①「エンフォースメント」の目的、期待値	基本的には同一	
② エンフォースの対象となるルールについて	・民間の機関により策定されたコンプライアンスルール、ロバストネスルール。(別図参照)	・行政が策定するコンプライアンスルール、ロバストネスルール。(別図参照)
③「エンフォース」に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受信機を製造しようとする者は、受信機設計上必須となる秘密情報を、契約を結ばなければ得られない</li> <li>・②のルールの違反者に対しては、契約違反を根拠とする民事上の制裁措置(契約解除、損害賠償請求等)を課すことによって、エンフォースメントを実現。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・②のルールの違反者に対しては、刑事上の制裁措置(罰金等)を課すことによって、エンフォースメントを実現。</li> </ul>
④ 抑止力について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記ルールに従わない機器を製造・販売していることが判明した者に対して、ライセンスの管理主体(民間)が、デスクランブルのためのライセンス契約を解除することで、その後のデジタル受信機製造・販売の継続を困難とするとともに契約違反で訴えること等が考えられる。</li> <li>・ルールに従わない受信機登場の把握は放送事業者の市場調査による。</li> <li>・ルールに従わない受信機か否かの判断は契約上解除権を持つ者等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度上定められるルールに従わない機器・販売を製造していることが判明し訴えられた者に対しては、事後的に法律上の制裁(罰金等の刑罰)が課される。(「過失」の場合は、制裁の対象から除外して良いかについてはルールの項目毎に精査する必要。)</li> <li>・「ルールに従わない」受信機登場の把握は放送事業者の市場調査による。</li> <li>・ルールに従わない受信機か否かの判断は、(告発に基づく)警察権。</li> </ul>
⑤ 実効的な防衛手段について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー制御信号に無反応な機器を製造・販売しようとする者は、当該機器に対し、「スクランブルを解除するための機能の開発・実装」が必要であり、機器製造に関するハードルが高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無反応機器を製造・販売しようとする者は、スクランブルに関する開発、実装は必要ないため、機器製造に関するハードルが低い。</li> </ul>
⑥エンフォースメント実現のためのコスト等の負担について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー制御及びそのエンフォースメントを行うため、スクランブルが必要であり、そのシステム維持のためのコストがかかる。</li> <li>・実効的防衛手段があるため、違法機器の監視等にかかるコストはLEより少ない可能性。</li> <li>(・視聴者に、手続き等の負担を伴うケースもあり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクランブルの必要なし。そのシステム維持のためのコストも不要。</li> <li>・実効的防衛手段がないことによる違法機器の監視等にかかるコストがTEより多い可能性。</li> <li>・視聴者に、手続き等負担は発生しない。</li> </ul>

